



米国会計関連情報 最近の論点

IASB－新たなヘッジ会計モデルを最終化

IASBが2013年11月19日に公表した一般ヘッジに関する会計基準は、ヘッジ会計をリスク管理の実態により整合させるものであり、結果としてより多くのリスク管理戦略がIFRSのもとでヘッジ会計の要件を満たすこととなる¹。

新たな基準は、3種類のヘッジ関係及び非有効部分の測定及び認識に関する要件を根本的に変更するものではない。

ヘッジ関係の有効性評価に際しては、判断がさらに要求されることとなり、いくつかの分野での新たなガイダンスの適用は引き続き複雑なものとなる。

【概要】

以下はIASBの新たな基準の概要である。

- 特定の信用エクスポージャー及び自己使用の例外の要件を満たす契約に対して公正価値オプションを選択することが認められる。
- 現物商品をヘッジ手段として利用することが認められる状況が追加される。
- 買建オプションの時間的価値、先渡契約の金利要素(直先差額)及び通貨のベース・スプレッドをヘッジのコストとして繰り延べる、または償却することが認められる。
- ヘッジ会計を適用可能なリスク・エクスポージャーが拡大される。
- ヘッジの有効性テストにおける数値基準(bright line)が廃止される。
- 特定の状況においてはヘッジ会計を中止することなくヘッジ関係のリバランスを行なうことが要求され、適格要件を満たしているヘッジ関係について、任意のヘッジ会計の中止が禁止される。

【主な影響】

IFRS適用企業は以下の影響を受ける。

- IASBの新たな基準により、企業は金融商品を用いてどのようにリスク管理を行っているかを、より適切に財務諸表に反映することが可能となる。

¹ IASB ED/2012/4 「分類及び測定：IFRS第9号(2010年)の限定的修正」。www.ifrs.orgより入手可能。詳細については、IFRS最新基準書の初見分析「IFRS第9号(2013年)－ヘッジ会計及び移行措置」を参照。<http://www.kpmg-institutes.com/ifrs-institute/>より入手可能。

- 非金融項目のリスク構成要素に対してヘッジ会計を適用することが認められるため、コモディティの価格変動に関する重要なエクスポージャーが存在する場合、その企業は、恩恵を受ける可能性がある。

【背景及び適用範囲】

この新たな基準は、一般ヘッジの会計に関する新たな規定を開発するためのIASBのプロジェクトの成果である。新たな基準は、クローズド・ポートフォリオ（項目の追加、削除または入替えが、それぞれの変更を新たなポートフォリオまたは新たな階層への移行として処理することによってしかできないポートフォリオ）の公正価値ヘッジ及びキャッシュフロー・ヘッジ並びに在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関するIAS第39号の規定を差し替えるものである。ただし、金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジの適用については、IAS第39号の規定を引き継いでいる。

企業は、オープン・ポートフォリオに対してヘッジ会計を適用することがあり、これはしばしばマクロ・ヘッジと称される。一般ヘッジに関する新たな会計モデルは、マクロ・ヘッジが適用されるすべての状況において効果的に機能するわけではないため、IASBはマクロ・ヘッジに関しては別のプロジェクトで対処している。マクロ・ヘッジに関するディスカッション・ペーパーは、2014年の第1四半期に公表される予定である。

FASBもまた、2010年5月の公開草案においてヘッジ会計モデルの変更を提案していた。現時点では、IASBの新たな基準に含まれる概念が、ヘッジ会計に関するFASBの結論に影響を及ぼすか否かは不明である。FASBの提案は、IASBの基準とは大きく異なり、特定の主要な実務上の論点を解決することを目的としている。FASBは2011年に、IASBのヘッジ会計モデルについてコメントを求めるもののFASBのヘッジ会計に関する提案については再審議を行っておらず、また行う場合でも、FASBが再審議の中でIASBの基準をどのように考えるかは明らかではない。IASBの一般ヘッジに関する新たなモデルとFASBのモデル案との比較については、付録を参照のこと。

【公正価値オプション】

信用エクスポージャー

信用リスク管理をより適切に反映するため、またヘッジ会計の代替として、IASBは新たな公正価値オプションを提案した。このオプションでは、企業が信用エクスポージャーを公正価値ベースで管理するためにクレジット・デリバティブを使用する場合、信用エクspoージャーまたはその比例部分を純損益を通じて公正価値で測定する(fair value through profit and loss, FVTPL)区分に指定することができる。

金融商品とクレジット・デリバティブが参照する商品の参照先と優先順位が一致する場合にのみ、この指定は可能である。指定される信用エクspoージャーは、認識済みの、または未認識の金融商品(例:ローンまたはローン・コミットメント)でありうる。さらに、この指定は当初認識時または当初認識後に行うことができ、取り消すこともできる。

自己使用の例外の要件を満たす契約

新たな基準では、純額決済可能で、かつ自己使用(通常の購入及び販売)の例外の要件を満たす契約を、FVTPLで会計処理することにより、会計上のミスマッチを解消するかまたは大幅に削減する場合には、公正価値オプションを適用することが認められる。現行の規定では企業が商品契約を未履行契約として会計処理することが求められており、経済的なヘッジとしてデリバティブ商品を利用している場合に発生する会計上のミスマッチについて、対処するものである。

【ヘッジ手段】

現物商品

一般に、FVTPLで測定する非デリバティブ金融資産または金融負債は、現行のガイダンスの規定に従って、外貨リスクだけでなく、全てのリスクに対するヘッジ手段に指定することができるようになる。

ただし、以下はヘッジ手段として使用することはできない。

- 公正価値オプションに指定された金融負債で、信用リスクの変動による公正価値の変動をその他の包括利益(other comprehensive income, OCI)に認識するもの
- 会計上のミスマッチを回避するために公正価値オプションに指定された金融資産または金融負債

外貨リスク以外のリスクをヘッジするためには、非デリバティブ金融商品の全体、またはその比例部分を指定しなければならない。

ヘッジのコスト

新たな基準は、企業がヘッジ手段の特定の部分をヘッジ関係から除外し、ヘッジのコストとして処理することを認めている。企業は、ヘッジ手段の以下の部分をヘッジ関係から除外することを選択することができる。

- 買建オプションの時間的価値
- 先渡契約の金利要素
- 金融商品の通貨のベース・スプレッド

企業が、買建オプションの時間的価値をヘッジ関係から除外することを選択した場合、その時間的価値の公正価値の変動は、OCIに計上しなければならない。他方で、先渡契約の金利要素、または金融商品の通貨のベース・スプレッドを除外した場合、企業は、除外された部分に関する公正価値の変動を純損益に計上するか、OCIに計上するかを選択することができる。

その他の包括利益累計額(accumulated OCI, AOCI)に計上された金額は最終的にすべて純損益に振り替えられる。ヘッジ対象が取引関連である場合(例: 購入または販売)、AOCIの計上額は取引が純損益に影響を及ぼす時点で純損益に振り替えられる。ヘッジ手段から除外した部分が、特定の期間にわたるリスクに対して防御するためのコストである場合、ヘッジ対象は期間関連である。この場合、AOCIに計上された金額は、期間にわたって償却される。

【ヘッジ対象】

ヘッジ対象となりうるエクスポージャーの拡大

ヘッジ対象として適格となりうるエクspoージャーが追加され、ヘッジ会計の要件を満たすヘッジ戦略の数が拡大する。

リスク構成要素

金融項目または非金融項目のリスク構成要素は、契約上、明示されているか否かにかかわらず、以下の両方を満たした場合には、ヘッジ対象となりうる。

- 独立して識別可能である。
- 信頼性をもって測定できる。

企業は、契約上明示されないリスク構成要素について、関連する市場構造との関係において独立して識別可能か否かを評価しなければならない。リスク構成要素は、例えば、十分に観察可能な将来の取引が存在する場合などは、信頼性をもって測定できる可能性がある。すなわち、非金融項目の多くのリスク構成要素(例:ジェット燃料の原油価格要素)が、外貨リスクに加えて適格となる可能性がある。

新たな基準には、契約上明示されないインフレーション・リスクはヘッジ対象として独立して識別可能かつ信頼性をもって測定可能とはいえないとする、反証可能な前提が含まれている。

ネット・ポジション

ネット・ポジション(例:金融資産ポートフォリオと金融負債ポートフォリオとのネット・ポジション)を含め、項目グループは、以下のすべてを満たす場合に、ヘッジ対象となりうる。

- グループを構成する個々の項目がヘッジ対象として適格である。
- グループを構成する個々の項目がリスク管理目的上まとめて管理されている。
- 相殺し合うリスク・ポジションを有する項目グループのキャッシュフロー・ヘッジの場合、ヘッジされるリスクが外貨リスクであり、かつそのネット・ポジションの指定により予定取引に関する特定の詳細情報が識別されている。

企業がネット・ポジションをヘッジする場合、ネット・ポジションを構成する項目を含めた項目グループの全体をヘッジ対象として指定する。公正価値ヘッジにおいて資産及び負債をグループングしてヘッジする場合は、それぞれの資産及び負債に係る財政状態計算書上の利得または損失を、グループを構成する個々の項目の帳簿価額の調整として認識する。これは企業がオーバー・ハンギング・ポジション(over-hang position)(例:金融資産が金融負債を超過する部分)をヘッジ対象として指定する現行のグロス・ポジションのアプローチとは異なる。

階層部分

階層部分(例:100百万ドルの負債証券における最後の20百万ドルの元本の返済)は、ヘッジ対象となりうる。この期限前償還可能商品の階層部分は、期限前償還オプションに係る影響がヘッジの有効性の評価に含まれている場合にのみ、ヘッジ対象として適格となる。

合計エクスポージャー

合計エクスポージャーとは、リスク管理目的上まとめて管理されているデリバティブと非デリバティブと組み合わせたエクスポージャーである。合計エクスポージャーの構成要素をヘッジ関係として指定し、さらにその合計エクスポージャー全体を他のヘッジ関係のヘッジ対象とすることができる。そのヘッジ関係は、当初のヘッジ関係を中止及び再指定することなく、異なる時点から開始することができる。

例:合計エクスポージャー

ドルを機能通貨とする企業が、ユーロ建の固定利付社債(20年債)を発行し、社債の外貨リスク及び金利リスクによる公正価値の変動をヘッジするために、クロス・カレンシー・スワップを締結したとする。企業は、この取引を公正価値ヘッジとして文書化し、社債をヘッジ対象、クロス・カレンシー・スワップをヘッジ手段として指定したとする。

1年後、企業は、この合計エクスポージャーについて、5年満期のドル建の金利スワップを用いて、金利リスクによるキャッシュフローの変動をヘッジすることを決定したとする。企業は、ユーロ建の固定利付社債とクロス・カレンシー・スワップを、ドル建の変動金利の合計エクスポージャーとして、一体と考える。

新たな基準では、企業にこの2番目のヘッジをキャッシュフロー・ヘッジ(20年の合計エクスポージャーのうち、5年間の金利の支払いをヘッジ対象、5年物の金利スワップをヘッジ手段とする)として文書化することを認めている。合計エクspoージャーは、あるヘッジ関係におけるヘッジ対象となるために、それ自体がヘッジ関係にある必要はない。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(fair value through other comprehensive income, FVTOCI)資本性金融商品の外貨リスクまたは株価リスクはヘッジすることができ、その場合、デリバティブ及びヘッジ対象の公正価値の変動、またヘッジの非有効部分も、OCIに認識する。

【ヘッジの有効性評価】

基準のもとでヘッジ会計が認められるか否かは、数値基準ではなく、定性的な将来に向かっての有効性評価に基づいて部分的に判定される。現在、ヘッジの有効性評価は過去に遡って、及び将来に向かって行われており、また適格となるためには80%～125%の範囲内でなければならない。新たな基準は以下を規定している。

- ヘッジ手段とヘッジ対象との間に経済的関係が存在しなければならない。
- 信用リスクの影響は、上記の経済的関係から生じる価値変動の大部分を占めるものであってはならない。
- ヘッジ比率は、リスク管理において実際に使用されるものである。ただし、ヘッジ会計の目的と整合しない会計上の結果を生じさせるために、ヘッジ手段またはヘッジ対象に対して意図的な比率の調整を行ってはならない。

【ヘッジ会計の継続及び中止】

ヘッジ関係のリバランシング

企業は、予想したとおりの効果をもたらさないヘッジ関係について、ヘッジ対象またはヘッジ手段の数量を調整する、リバランシング(バランス再調整)を求められる可能性がある。これにより、ヘッジ関係の中止と再指定を行うことなく、ヘッジ会計を継続することができる。

ヘッジ関係の任意の中止の禁止

企業は、リスク管理目的及び他のすべての適格要件を満たし続けているヘッジ関係について、任意にヘッジ会計を中止してはならない。これにより、特定のダイナミック・ヘッジ戦略を採用している場合に、影響を受ける。ただし、ヘッジ関係のリスク管理目的を変更した場合は、ヘッジ関係を中止しなければならない。企業は、中止したヘッジ関係のヘッジ手段またはヘッジ対象を用いた新たなヘッジ関係を指定することが認められる。

【開示】

新たな基準では、企業は、ヘッジ会計を適用するすべてのリスク・エクスポージャーについて、以下の事項を開示することが要求される。

- 企業のリスク管理戦略、及びリスク管理のためにその戦略をどのように適用するか。
- ヘッジ活動が将来のキャッシュフローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を及ぼすか。
- ヘッジ会計が企業の財政状態及び業績にどのような影響を与えたか。

ヘッジ関係を頻繁に再構築することになる戦略(つまり、ダイナミック・ヘッジ戦略)について、企業は以下を説明することが求められる。

- これらのヘッジ関係に関連する最終的なリスク管理戦略がどのようなものか。

- ヘッジ会計を適用し、特定のヘッジ関係を指定することによって、企業がどのようにそのリスク管理戦略を反映させているか。
- これらのヘッジ関係に関連する企業のプロセスの一環として、ヘッジ関係の中止と再指定をどれぐらいの頻度で行っているか。

【適用日及び移行措置】

- 新たな一般ヘッジの会計モデルの早期適用は、既存のIFRS第9号のすべての規定を同時に適用するか、すでに適用している場合にのみ認められる。
- 新たな基準では、IFRS第9号の適用日を2015年1月1日とする記述が削除された。新たな強制適用日は、IFRS第9号の分類及び測定並びに減損のフェーズが最終化された時点で決定される。
- 企業が新たな基準を適用する場合、IASBのマクロ・ヘッジ会計に関するプロジェクトの成果を反映させた基準が発効するまで、新たな一般ヘッジの会計モデルの適用を延期することを会計方針として選択することができる。ただし、新たな基準で要求される新たな開示の適用を延期することはできない。
- 新たな一般ヘッジの会計モデルへの移行は、限定的な例外を除き、将来に向かって適用される。

【特定の金融負債の自己の信用リスク】

新たな基準は、公正価値で測定する金融負債について、自己の信用リスクに起因する利得及び損失を純損益以外の項目で認識することを認めている。企業は、新たな基準に含まれるその他の規定を適用する前に、この規定を早期適用することができる。これは、一部の銀行（一般的に、公正価値オプションの最大の利用者である）が示した、純損益のボラティリティに関する懸念に対処することとなる。

【付録-IFRSとFASBのヘッジ会計モデル案の比較】

以下の表は、IASBのヘッジに関する新たな基準とFASBの2010年の公開草案に含まれるヘッジ会計のモデル案を要約し、比較したものである。

IFRS	FASBのモデル案
アプローチ	
全般的な見直しを行い、根本的に変更するに至った。	特定の論点に対処するための見直しを行う。モデル案は、現行のヘッジ会計の規定の大部分を引き継ぎ、重要な変更は数ヶ所のみとなる。
適用範囲	
マクロ・ヘッジについて対処していないため、金融資産または金融負債の金利リスクに関する公正価値ポートフォリオ・ヘッジについては、IAS第39号のガイダンスを引き継ぐ(IASBは、別のプロジェクトにおいて、マクロ・ヘッジを検討している)。	すべてのヘッジ関係が含まれる。
外貨リスクのヘッジ手段として非デリバティブ金融商品を指定すること	
すべてのヘッジ・モデルにおいて、認められる。	在外営業活動体の純投資ヘッジ及び確定約定の公正価値ヘッジにおいて、認められる。
外貨リスク以外のヘッジ手段として純損益を通じて公正価値で測定する区分の非デリバティブ金融商品を指定すること	
認められる。ただし、以下の非デリバティブ金融商品は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が公正価値の変動をOCIに表示する選択を行った資本性金融商品 ■ 信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をOCIに計上する公正価値オプションの指定を行った負債 	認められない。
金融商品のヘッジ対象として認められるリスク構成要素	
リスク構成要素は、独立して識別可能で信頼性をもって測定できなければならない。契約上明示されているか否かにかかわらず認められる。また、異なるリスク構成要素を組み合わせることもできる。 インフレーション・リスクについては、契約上明示されない限り、ヘッジ対象のリスク構成要素として認められないとする、反証可能な前提がある。 特定の信用リスク・エクスポージャーについては、ヘッジ会計の代用として公正価値オプションの指定が認められる。	ベンチマーク金利リスク、外貨リスク、信用リスク、及びこれらのリスクの組合せが認められる。

IFRS	FASBのモデル案
ヘッジ対象として認められる非金融項目のリスク構成要素	
金融商品と同様。	非金融項目全体のリスクがヘッジ対象でなければならない。ただし、外貨リスクは単独でヘッジされるリスクとなりうる。
階層部分の公正価値ヘッジ	
一定の要件を満たせば認められる。	認められない。
有効性の評価に関する規定	
ヘッジ関係が有効であるためには、経済的関係が存在すること、信用リスクの影響が大きくないこと、及び適切なヘッジ比率に基づいていることが必要となる。	ヘッジ関係が相当程度有効 (reasonably effective) でなければならない。
有効性の評価の頻度	
有効性の評価は、最低でも、各報告期間、またはヘッジの有効性に関する規定に影響を及ぼすような重大な状況の変化があった場合の、いずれか早い時期に行うことが求められる。	有効性の再評価は、ヘッジ関係が相当程度有効ではなくなったことを示唆する状況の変化があった場合にのみ求められる。
完全な有効性の推定	
認められない。	認められない。
キャッシュフロー・ヘッジの会計処理	
ヘッジ手段の有効部分に係る利得または損失は、OCIで認識される。有効部分とは、ヘッジ手段の公正価値の変動累計額とヘッジ対象の公正価値(現在価値)の変動累計額のうち、小さい額をいう。	ヘッジ手段の有効部分に係る利得または損失は、OCIで認識される。非有効部分とは、ヘッジ手段の公正価値の変動累計額とヘッジ対象の予想将来キャッシュフローの変動累計額との差額をいう。
キャッシュフロー・ヘッジにおけるヘッジ対象の予定取引が、その後非金融商品の認識を生じさせる場合(または、非金融項目の予定取引が、公正価値ヘッジの会計処理が適用される確定約定となる場合)	
非金融項目の認識のタイミングで、キャッシュフロー・ヘッジの会計処理としてAOCIに計上された利得または損失の累計額は、AOCIから削除し、非金融資産の当初の帳簿価額に含められる。公正価値ヘッジの会計処理が適用される確定約定になる非金融項目の予定取引の認識についても、同様の会計処理が適用される。	キャッシュフロー・ヘッジの会計処理としてAOCIに計上された利得または損失の累計額は、そのままAOCIとして残り、非金融項目が当期純利益に影響を与えるタイミングで、当期純利益に振り替えられる。
ヘッジ関係の強制的リバランス	
企業は、有効性の評価でヘッジ関係が非有効となったものの、企業のリスク管理目的が引き続き変わらない場合には、リバランスを行わなければならない。リバランスは、ヘッジ関係の継続として扱われる。	強制的リバランスは行われない。リバランスは、新たなヘッジ関係として扱われる。

IFRS	FASBのモデル案
ヘッジ会計の任意の中止	
認められない。	認められない。ただし、企業は、一定の要件を満たす場合に、ヘッジ手段のデリバティブを有効に終了させることができる。
リスク管理目的の変更はヘッジ会計の中止をもたらすか否か	
リスク管理目的の変更は、ヘッジ会計の中止をもたらす。	リスク管理目的の変更は、ヘッジ会計の中止をもたらさない。
オプションの本源的価値がヘッジ手段として指定されている場合の、買建オプションの時間的価値の会計処理	
重要な条件がヘッジ対象の重要な条件と一致する買建オプションの時間的価値の公正価値の変動をOCIに認識する。 資本に計上した金額は、ヘッジ対象が取引関連か、期間関連かによって、純損益に振り替えるか、または、ベース・アジャストメントとして認識する。この処理は、キャッシュフロー・ヘッジと公正価値ヘッジに適用する。	時間的価値は、独立したデリバティブとして取り扱う。 ただし、オプションのキャッシュフローの変動の合計額をキャッシュフロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として指定する場合、時間的価値の公正価値の変動はOCIに認識する。これらの金額は、ヘッジの期間にわたって、AOCIから当期純利益に振り替える。これは、一定のキャッシュフロー・ヘッジにのみ適用する。
先渡契約のスポット要素がヘッジ手段として指定されている場合の、先渡契約の金利要素(直先差額)の会計処理	
重要な条件がヘッジ対象の重要な条件と一致する先渡契約の金利要素の公正価値の変動をOCIに認識することが認められる。 資本に計上した金額は、ヘッジ対象が取引関連か、期間関連かによって、純損益に振り替えるか、または、ベース・アジャストメントとして認識する。この処理は、キャッシュフロー・ヘッジと公正価値ヘッジに適用する。	金利要素は、独立したデリバティブとして取り扱う。 ただし、先渡契約のキャッシュフローの変動の合計額をキャッシュフロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として指定する場合、金利要素の公正価値の変動はOCIに認識する。これらの金額は、ヘッジの期間にわたってAOCIから当期純利益に振り替える。これは、一定の外貨のキャッシュフロー・ヘッジにのみ適用する。
通貨のベース・スプレッドが、ヘッジ手段として指定する金融商品から除外された場合の会計処理	
重要な条件がヘッジ対象の重要な条件と一致する通貨のベース・スプレッドの公正価値の変動を、OCIに認識することが認められる。 資本に計上した金額は、ヘッジ対象が取引関連か、期間関連かによって、純損益に振り替えるか、または、ベース・アジャストメントとして認識する。この処理は、キャッシュフロー・ヘッジと公正価値ヘッジに適用する。	通貨のベース・スプレッドに関する処理については記載していない。ただし、実務上はフォワード・ポイントと同様に会計処理をすることが一般的である。

IFRS	FASBのモデル案
グロス・ポジションのヘッジ	
一定の要件を満たす場合にのみ認められる。この一定の要件には、グループに含まれる個々の項目のヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動が、ヘッジ対象リスクについてのグループの公正価値の変動全体におおよそ比例しなければならないとする要件は、含まれない。	グループに含まれる個々の項目は、類似のリスク特性を有していなければならない。また、グループに含まれる個々の項目のヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動が、ヘッジ対象リスクについてのグループの公正価値の変動全体におおよそ比例しなければならない。
ネット・ポジションのヘッジ	
一定の要件を満たす場合に認められる。	認められない。
ヘッジ手段であるデリバティブを必要としないゼロのネット・ポジションのヘッジ	
一定の要件を満たす場合に認められる。	認められない。
自己使用(通常の購入及び販売)契約に対する公正価値オプションの適用	
一定の要件を満たす場合に認められる。	認められない。ただし、通常の購入及び販売による例外規定の使用については、選択可能である。
ヘッジ対象としての合計エクスポート	
一定の要件を満たす場合に認められる。	認められない。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 US GAAPアドバイザリー室

e-Mail: AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報を根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Jan. 2014 No. 14-6をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に關しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。